

令和3年(2021年)1月7日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第31回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただいていることに感謝を申し上げます。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、東京都及び埼玉県、千葉県、神奈川県を1都3県を対象に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が宣言されたことを踏まえ、道の「感染拡大防止に向けた施策について」を改訂し、道民の皆様に対して「緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える」ことについて協力を要請することとしました。

また、道内においても予断を許さない状況にあることから、引き続き、感染拡大防止に積極的に取り組んでいく必要があります。

つきましては、貴団体・事業所の皆様におかれましても、この度の道の決定内容について、御理解、御協力をいただき、感染防止対策を更に徹底いただくよう、よろしく申し上げます。

記

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等別添「資料2」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕